

▲国立大学法人京都大学総長選考意向調査及び再意向調査実施細則

平成16年5月19日
総長選考会議決定

- 第1条 この細則は、国立大学法人京都大学総長選考意向調査及び再意向調査に関する規程（平成26年4月23日総長選考会議決定。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、意向調査及び再意向調査に係る投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 この細則において「部局」とは、別表第1に掲げるものをいう。ただし、部局事務部等は当該部局事務部等が事務を所掌する部局に含むものとする。
- 2 この細則において、理事は、事務本部に属するものとして取り扱うものとする。
- 3 規程第3条第1項第2号に定める「課長補佐相当職以上の者」とは、別表第2に掲げる職にある者とする。
- 第3条 規程第4条第1項の通告（以下「投票通告」という。）は、第一次総長候補者の名簿その他投票に関し必要な事項を記載した文書を添えて行う。
- 第4条 総長選考・監察会議は、投票通告の後、投票通告又は前条の規定により添付された名簿若しくは文書の内容に変更があったときは、速やかに、その旨を投票資格を有する者に通知するものとする。
- 第5条 投票は、部局ごとに、当該部局の長（事務本部にあっては総務部長。以下同じ。）が定める投票所において行う。ただし、必要があるときは、二以上の部局が合同して、当該関係部局の長が協議して定める共同の投票所で行うことができる。
- 第6条 規程第5条第1項ただし書の規定により意向調査に係る投票を郵便によって行う者は、複合原子力科学研究所及び霊長類研究所並びに意向調査のつど部局の長の申出に基づき教育研究評議会が指定する部局又は部局の施設に勤務する者とする。
- 2 規程第5条第1項ただし書の郵便による投票は、投票用紙を投票用封筒に封入したものを更に郵送用封筒に封入し、その外側の裏面に投票者の住所、所属部局及び氏名を明記のうえ、所定の期間内に教育研究評議会に到達するよう郵便により送付して行うものとする。
- 第7条 規程第5条第2項に定める投票管理者は、当該投票所を置く部局の長（部局の長が、第一次総長候補者である場合は、当該部局の長が指名する者）をもって充てる。ただし、第5条ただし書の場合にあっては、当該関係部局の長又はその指名する者のうちからその協議により定める者をもって充てる。
- 第8条 各投票所における投票に関する事務は、投票管理者が処理する。
- 2 投票管理者がその職務を行ない得ない事情があるときは、あらかじめ投票管理者が指名する者がその職務を代行する。
- 第9条 各投票所には、投票立会人2名以上を置かなければならない。
- 2 投票立会人は、当該投票所において投票すべき投票資格を有する者のうちから投票管理者が選任する。
- 3 投票立会人がその職務を行ない得ない事情があるときは、あらかじめ投票管理者が指名する者がその職務を代行する。
- 第10条 投票は、指定された期日及び時間内に行うものとする。
- 2 投票用紙は、投票管理者を通じて、投票所において交付する。ただし、郵便による投票を行う者には、当該者の所属する部局の長を通じて、あらかじめ投票用紙、投票用封筒及び郵送用封筒を交付する。
- 3 投票用紙の交付を受けようとする者は、認証ICカードを提示し、投票用紙交付簿に署名しなければならない。
- 第11条 投票所における投票が終了したときは、投票管理者は、投票送達書を添えて、速やかに、当該投票を規程第6条第2項に定める開票管理者に送達しなければならない。
- 2 開票管理者は、総長（総長が、第一次総長候補者である場合は、総長が指名する者）をもって充てる。
- 3 開票管理者は、第1項による投票の送達を受けたときは、投票の数を確認のうえ、投票受領書を交付するものとする。
- 4 所定の期間内に到達した郵便による投票は、郵送用封筒に封入のまま、その外側の見やすい

箇所に受理したこと及び受理の日付を示す証印をし、かつ、到達の日ごとに投票の数を記載してその末尾に開票立会人(規程第6条第3項に定める開票に立ち会う評議員をいう。以下同じ。)

2名が署名捺印した投票日計書とともに、開票管理者が保管するものとする。

5 所定の期間外に到達した郵便による投票は、厳封して保管し、国立大学法人京都大学総長選考規程(平成16年5月19日総長選考会議決定)第6条の規定により総長候補者が選考された後開票立会人の立会いのもとに速やかに廃棄する。

第12条 開票は、遅滞なく、本学所在地に設ける開票所において、開票立会人の立会いのもとに、全投票を混同して行う。

第13条 開票立会人は、教育研究評議会における2名連記の投票により選出する。

2 前項の投票における得票順位が第5位から第19位までの者は、開票立会人予定者とし、開票立会人が第一次総長候補者となったとき、その他その職務を行い得ない事情があるときは、その得票順位に従い開票立会人となる。

3 前2項の場合において、得票同数のときは、年長者を先順位とする。

第14条 開票が終わったときは、開票立会人は、開票の結果を記入した開票記録書を検査し、その記載が正当であると認めるときは、毎葉の綴目に契印し、かつ、末尾に署名捺印するものとする。

第15条 次の投票は、無効とする。

(1) 第一次総長候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(2) 第一次総長候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、所属、職名又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(3) その他成規の方式に反してなされたもの

2 前項に定めるもののほか、投票の効力につき疑義があるときは、開票立会人が合議によりこれを決定する。

第16条 投票管理者は、第5条の規定により定めた投票所の場所、連絡方法及び共同の投票所を置くときは当該投票所において投票を行う部局並びに第8条第2項の規定により定めたその職務を代行する者の氏名を教育研究評議会に報告しなければならない。

第17条 投票用紙、投票用紙交付簿、投票送達書、投票受領書、開票記録書、投票用封筒、郵送用封筒及び投票日計書の様式は、教育研究評議会の定めるところによる。

第18条 意向調査及び再意向調査に係る投票の実施に関する事務は、別段の定めのある場合を除くほか、教育研究評議会の管理のもとに、総務部総務課が行う。

附 則

この細則は、平成16年5月19日から実施する。附 則(平成20年1月30日総長選考会議決定)

この細則は、平成20年1月30日から実施する。

附 則(平成20年3月26日総長選考会議決定)

この細則は、平成20年3月26日から実施する。

附 則(平成26年4月23日総長選考会議決定)

この細則は、平成26年4月23日から実施する。

附 則(令和元年10月28日総長選考会議決定)

この細則は、令和元年10月28日から実施する。

附 則(令和3年10月15日総長選考会議決定)

この細則は、令和4年4月1日から実施する。

別表第1(略)